

ビキニ被ばく船員訴訟裁判はじまる

2016年2月、高知のマグロ漁船の元船員・遺族が操業中に被ばくしたとして労災申請を行いました。しかし全国けんぽ協会が認めなかったため、その取消しを求める裁判が今年の7月26日東京地裁で始まりました。

また当時、日米両政府が200万ドルの見舞金で政治決着を図ったことで、被ばく船員が補償を求める権利を奪ったとして、国に対して憲法29条に基づいて損失補償を求める裁判が高知地裁で行われることになりました。

高知地裁は、高齢で病弱である原告の証言を先に行うことを認め、6月17日に土佐清水市中央公民館で証人尋問を行いました。非公開でしたが、4人の元漁船員が証言台に立ちました。終了後に、報告集会と記者会見を行いました。続いて、高知地裁で第2回口頭弁論が行われます。傍聴をお願いします。

裁判 9月2日(金): 13時20分地裁東側の堀端に集合
14時開廷 し、行進して入廷します。

国が提出した反論書に対して、原告弁護団が反論します

傍聴者が多い場合、抽選の予定です

報告集会&記者会見 14時45分~(予定) 裁判が終わり次第移動
ところ **高知城ホール 2F会議室** 高知市丸ノ内2-1-10



土佐清水市中央公民館にて記者会見 2022. 6. 17



左のQRコードから、裁判の動きをお伝えしています

オンライン参加を希望される方は、メールで問い合わせをしてください。

問合せ先:e-mail:kochigensuikyou@outlook.jp

主 催：ビキニ被ばく船員訴訟を支援する会 (連絡先) 高知県原水協 TEL：088-875-3917